平成２８年（フ）第１０４３号
大阪府羽曳野市翠鳥園２番１―202号
債務者　八倉　壽一
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
大阪府河内長野市木戸東町７番18―503号
債務者　櫻井　俊明
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
山形市陣場２丁目７番26号　ファミールプラザＣ　102号
債務者　我妻　和子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９４号
山形県西村山郡朝日町大字馬神575番地２、前住所山形県天童市大字千布552番地
債務者　石川　光枝
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７２９号
北九州市小倉北区上富野４丁目７番１号
債務者　千原　ゆり
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７３５号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番17―504号
債務者　上田　光明
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７４７号
北九州市戸畑区新池３丁目11番11号
債務者　松川美代子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６９号
北九州市八幡西区青山３丁目７番17号
債務者　田村　千春
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１号
熊本県八代市鏡町芝口218番地１
債務者　森田しのぶ
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３３７号
北海道北斗市追分２丁目41番９号
債務者　八柳　良一
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１５号
岐阜県大垣市宮町１丁目10番地　伊藤アパート　１号
債務者　江尾喜久子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
愛知県みよし市三好町西中島26番地　県営中島住宅９棟106号
債務者　樋江井隆恵
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
愛知県西尾市吉良町吉田亥改112番地
債務者　吉田喜美江
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３１２号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番１―1008号
債務者　大西　初美
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４９３号
大阪市平野区瓜破３丁目３番73号　平野西エンビィハイツ303
債務者　大塚　邦夫
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３０号
大阪市此花区西島４丁目１番20―2603号
債務者　星田　惠造
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３３号
大阪市東成区大今里南１丁目25番21号サンシャインＭＫＭ今里Ⅳ401号
債務者　小田　葉子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部